

厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）

改正案	現行
<p>附則 （年金給付等積立金の運用） 第五十六条（略）</p> <p>2 厚生年金保険法第八十三条、第八十四条、第八十五条、第八十六条から第八十九条まで、第百三十八条第二項から第四項まで、第百三十九条第一項から第五項まで、第百四十一条第二項及び第三項並びに第百七十条第一項及び第三項の規定は、前項に規定する掛金について準用する。この場合において、同法第八十三条第二項及び第三項、第八十六条第一項、第二項及び第五項並びに第八十七条第一項中「社会保険庁長官」とあり、並びに同法第八十六条第六項中「厚生大臣」とあるのは、「厚生年金保険法の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第四十八条第一項に規定する指定基金」と、同法八十三条第二項中「納付した保険料額」とあるのは、「納付した厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十六条第一項に規定する掛金（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十四項に規定する証券取引所に上場されている株式で納付した掛金を除く。）の額」と、第八十四条中「被保険者」とあるのは「加入員」と、同法第八十五条第三号中「被保険者の使用される事業所」とあるのは、「設立事業所」と、同条第四号中「船舶」とある</p>	<p>附則 （年金給付等積立金の運用） 第五十六条（略）</p> <p>2 厚生年金保険法第八十三条、第八十四条、第八十五条、第八十六条から第八十九条まで、第百三十八条第二項から第四項まで、第百三十九条第一項から第五項まで、第百四十一条第二項及び第三項並びに第百七十条第一項及び第三項の規定は、前項に規定する掛金について準用する。この場合において、同法第八十三条第二項及び第三項、第八十六条第一項、第二項及び第五項並びに第八十七条第一項中「社会保険庁長官」とあり、並びに同法第八十六条第六項中「厚生大臣」とあるのは、「厚生年金保険法の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第四十八条第一項に規定する指定基金」と、同法八十三条第二項中「納付した保険料額」とあるのは、「納付した厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十六条第一項に規定する掛金（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十一項に規定する証券取引所に上場されている株式で納付した掛金を除く。）の額」と、第八十四条中「被保険者」とあるのは「加入員」と、同法第八十五条第三号中「被保険者の使用される事業所」とあるのは、「設立事業所」と、同条第四号中「船舶」とある</p>

のは「設立事業所である船舶」と、同法第八十七条第一項から第三項までの規定中「保険料額」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十六条第一項に規定する掛金の額」と、同法第八十七条第一項、第二項、第四項及び第六項中「保険料」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十六条第一項に規定する掛金」と、それぞれ読み替えるものとする。

のは「設立事業所である船舶」と、同法第八十七条第一項から第三項までの規定中「保険料額」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十六条第一項に規定する掛金の額」と、同法第八十七条第一項、第二項、第四項及び第六項中「保険料」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十六条第一項に規定する掛金」と、それぞれ読み替えるものとする。